

俊外二名は條件の有利な他の会社に轉職すべく病氣と稱して
缺勤し就職運動に奔走する一方昨年十二月二十九日不平分子
四名と會合し協議したる結果従業員代表として宮本主税外一
名が會社を訪問待遇改善の要求書を提出したのである。

十一、要求事項

- 1、歩合廢止及最低賃金の確立
運轉手壹圓六拾錢 車掌八拾錢
- 2、事故費金額會社負擔又は事故手当支給
運轉手五圓 車掌貳圓
- 3、精勤手当支給參圓
- 4、勤務時間八時間制實施「二交替」(現在十時間)
- 5、時間外勤務に時間増支給「十五分超過」
- 6、合宿費の切下「七圓」合宿所改善(現在九圓)

- 7、公休三日支給「十日間一週制」(現在二日)
 - 8、職工最低賃金壹圓拾錢、準職工壹圓、職工見習半年以
上最低八拾錢(現在工手壹圓九錢、工手見習四拾八錢)
時間外一分増
 - 9、工場設備の完備
 - 10、就業停止期間の日當金額支給
 - 11、公傷は健康保険加算日當金額支給
 - 12、積立金金額會社積立
- 十一、經過並解決

會社側に在りては従業員中福岡地方合同労働組合と連絡ある
者あるを警察知し斷乎たる態度を以て處理することに決し豫
て辭職を申出居りたる前記運轉手西村永俊外二名を依願解雇
し更に一月八日業に従業員代表として要求書を提出したる運